

## 平成27年度千葉県固定資産評価審議会会議録

- 1 日 時 平成28年3月16日(水)  
午後2時から2時50分まで
- 2 場 所 ホテルプラザ菜の花 4階「特別会議室」
- 3 出席者 (委 員) 大杉麻美(会長)、上原美津子、梅山雄二、佐々木保文  
多部田秀也、鶴岡宏祥、手代木仁、花嶋実、  
渡邊統子(9名)  
※(欠席委員)長谷川優子  
(事務局) 関口市町村課長、飯田副課長、三井税政班長、  
角田主査、石田主事、久保木主事、芦名主事

### 4 議 題

平成28年度提示平均価額(案)について

- ・諮問案1 平成28年度提示平均価額(案) 宅地
- ・諮問案2 平成28年度提示平均価額(案) 田
- ・諮問案3 平成28年度提示平均価額(案) 畑
- ・諮問案4 平成28年度提示平均価額(案) 山林

### 5 審議会

#### (1) 開会

○飯田副課長

ただ今から、平成27年度千葉県固定資産評価審議会を開催いたします。

私は、本日の司会をつとめさせていただきます、千葉県総務部市町村課副課長の飯田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

#### (2) 会議の成立

○飯田副課長

開会にあたり、皆様に御報告申し上げます。本日は、成田商工会議所女性会相談役長谷川委員につきましては所用により欠席される旨御連絡をいただいております。会議の成立についてでございますが、本日は、委員10名のうち9名の皆さまに御出席をいただいておりますので、千葉県行政組織条例第32条第2項の規定により、定足数である半数以上の出席をいただいておりますので、会議は

有効に成立しております。

### (3) 市町村課長あいさつ

#### ○飯田副課長

それでは、審議会開催にあたりまして、市町村課長の関口からごあいさつ申し上げます。

#### ○関口市町村課長

皆様おはようございます。

委員の皆様には、年度末のお忙しい中、千葉県固定資産評価審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

当審議会は、知事が定めることとされており、指定市町村以外の市町村の提示平均価額の算定などの「固定資産評価基準の細目」に関することについて御審議いただくため、地方税法及び千葉県行政組織条例の規定に基づき設置しております。

このたび、平成28年度の固定資産税に係る提示平均価額案がまとまりましたので、地方税法第401条の2第3項の規定により、お手元の資料のとおり諮問させていただいたところでございます。

さて、市町村の財政が厳しさを増す中、固定資産税は市町村税の根幹をなす資産課税として、その重要性はますます高まっております。

このような中、今回諮問させていただきました提示平均価額は、市町村間の評価の均衡を図り、適正かつ合理的な評価額決定の基礎となるものであり、課税の公平性の観点から、ひいては行政への信頼確保の観点からも大変重要なものでございます。

委員の皆様におかれましては、慎重なる御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日はよろしくお願いいたします。

### (4) 会長あいさつ

#### ○飯田副課長

それでは、続きまして、大杉会長にごあいさつをお願いしたいと思います。  
よろしくお願いいたします。

#### ○大杉会長

皆さんおはようございます。

本日は、年度末の御多忙の中お集まりくださいまして、誠にありがとうございます。

います。

会長を務めさせていただいております大杉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、先ほど御案内のございましたとおり、平成28年度の固定資産税における提示平均価額の内容につきまして、知事から諮問がございましたので審議をしたいということでございます。十分に審議をしましてうえで答申したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。簡単ではございますが、私の御挨拶とさせていただきます。

#### (5) 司会の引継及び議事の進行

##### ○飯田副課長

ありがとうございました。

それでは、以後の議事の進行でございますが、議長は千葉県行政組織条例第32条第1項によりまして、会長に務めていただくこととなっておりますので、大杉会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

##### ○大杉会長

それでは、ただいまより審議に入ります。

まずはじめに、本日の諮問事項である「平成28年度の提示平均価額」につきまして、事務局の説明を求めます。

#### ア 事務局説明

##### ○関口市町村課長（概括説明）

私からは、①提示平均価額の意義及び審議会開催の趣旨、②諮問内容の概略につきまして、簡単に御説明申し上げます。

お手元の配布資料1ページの資料1「平成28年度提示平均価額案の概要について」を御覧ください。

まず、提示平均価額の意義及び審議会開催の趣旨についてでございます。

資料1の1にございますように、本日、御審議いただく「提示平均価額」は、固定資産税賦課の前提となる固定資産の評価額について、市町村間の評価の均衡を図る役割を果たすものでございます。

この提示平均価額は、各市町村における、田、畑、宅地及び山林の4つの地目に係る平均価額であり、算出方法は、各地目ごとの評価見込額の総額を、総面積で割ることにより算出されるものでございます。

なお、提示平均価額のうち、田、畑、宅地及び山林の各地目ごとに、総務大臣が指定した県内の1市町村については、総務大臣が算定することとされており、そ

れ以外の市町村については、知事が近隣の市町村間の評価の均衡が保たれているか等を検討した上で、案を策定し、皆様方に御審議いただいた後に、市町村に提示することとされております。

このため、本日は、平成28年度の提示平均価額案について、皆様方に御審議いただきたく、諮問させていただくものでございます。

次に、諮問案の概略についてでございます。

固定資産税に係る評価額は、「適正な時価」により市町村長が決定するものですが、3年ごとに価格を見直す、いわゆる「評価替え」を行うこととなっております。直近では、平成27年度に評価替えが行われ、次回は平成30年度となっております。

評価替え年度以外の年度については、原則として価格を据え置くこととされております。

このため、平成28年度はいわゆる「据置年度」に該当いたしますので、本来であれば、地目の変更等がある場合以外は、平均価額に異動が生じるものではございません。

しかしながら、宅地のみは、地価が下落している場合、特例として、下落修正を行うことができることとなっており、県内全団体が行っておるところでございます。

このため、宅地については、地価の下落を反映しており、田、畑、山林はほぼ変動なしとなっております。

同じ資料1の「2 指定市町村における提示平均価額について」を御覧ください。

総務大臣が通知した指定市町村の提示平均価額については、「宅地」は0.2%の下落、それ以外の「田」、「畑」及び「山林」は変動率0%となっております。

なお、この提示平均価額については、宅地が1㎡当たりの、田・畑・山林が千㎡当たりの平均価額となっております。

次に、同じ資料1の下の「3 提示平均価額（案）の概要」を御覧ください。

本日諮問させていただきます、指定市町村以外の市町村の提示平均価額案についてでございますが、市町村からの報告数値をもとに、ただいま御覧いただきました、総務大臣通知額とのバランスなどを検討したうえで算定しているところです。詳細については、のちほど、税政班長から説明させますが、結果として、市町村からの報告数値のとおりとさせていただいております。

「宅地」の提示平均価額案については、地価が持ち直している地域もございますが、据置年度ですので、地価の上昇分は反映されない一方で、下落修正を行っている関係で、県全体としては、0.1%の下落となっております。

一方、「田」、「畑」及び「山林」につきましては、据置年度のため、変動率0%

となっております。

以上が、諮問内容の概略でございます。

私からは以上でございます。なお、提示平均価額案の詳細につきましては、税政班長から御説明申し上げます。

#### ○三井税政班長（詳細説明）

私から諮問案の概要等について説明させていただきます。

ご説明させていただくのは、①土地評価の仕組み、②本日御審議いただく、指定市町村以外の市町村に係る提示平均価額の2点となります。

なお、説明資料は配付いたしました「千葉県固定資産評価審議会 諮問案」と「資料」の冊子の2点となります。お手元にご用意願います。

まずは、土地評価の仕組みについて、御説明させていただきます。資料の冊子の3ページ、資料3「土地評価のしくみ（概要）」をお開きください。

この資料は、一筆の土地を評価し、価額を決定するまでの流れを示したものです。

資料の中の「1 状況類似地区」から「5 標準地以外の各筆の評点数の付設」までは、3年ごとの評価替えの年のみ行うものです。平成28年度は据置年度となりますので、6から8までを行うこととなります。

まず、「6 総評価見込額の算出及び報告」についてご説明します。

市町村は、平成28年1月1日現在の各筆の評点数を積み上げ、地目ごとに評価の総見込額である、総評価見込額を算出し、県に報告します。

これを受けて県では、「6 総評価見込額の算出及び報告」の右の枠内にありますとおり、総務大臣が算定した指定市町村の提示平均価額とのバランスや各市町村における個別の評価額の変動要因等について、考慮、検討した上で、県固定資産評価審議会に御審議をお願いすることとなります。その後、知事は審議会の答申を経て、提示平均価額を決定します。

各市町村では、知事が決定・通知した提示平均価額を基に、「7 評点1点あたりの価額の決定」を行います。

さらに、「8 各筆の土地の価額の決定」で、評点1点あたりの価額に各筆の土地の評点数を乗じて、各筆の土地の価額が決定されることとなります。

資料の冊子の4ページ「資料4 地価公示平均価格の推移」をご覧ください。

地価公示平均価格とは、国土交通省が毎年1月1日を基準日として標準地の価格等を調査し、公示する「地価公示」の平均価格です。

このグラフでは、バブル景気が始まる直前の昭和58年の地価公示価格を100として、その推移を示しています。この資料を使って、これまでの地価

の動向について簡単にご説明させていただきます。

グラフから分かるように、全国の地価、青色の線、は平成3年に最高価格を示しますが、その後、平成18年まで下落し、平成19年・20年と持ち直しの兆しを見せたものの、再び下落傾向となっています。

平成27年の動向では商業地が横ばいになるなど、下げ止まる傾向も見られますが、住宅地については引き続き下落が続いているなど、依然として厳しい状況となっております。

千葉県の地価においても全国とほぼ似通った傾向となっておりますが、近年の動向では、商業地については平成26年から上昇に転じており、住宅地についても平成27年は上昇しております。

なお、グラフ下の表の右端をご覧くださいと27年1月1日現在の千葉県の地価公示価格の平均価格については、対前年度比で、住宅地は0.1%の上昇、商業地は0.6%の上昇、全用途平均では0.2%の上昇となっています。

なお、地価に関する調査には、国交省の地価公示のほかに、都道府県が調査を行う地価調査があります。これは、都道府県知事が毎年7月1日を基準日として基準値の地価を調査するものです。

参考までに、この地価調査における平成27年の千葉県の平均変動率をご紹介しますと、資料下の参考に記載しているとおり、住宅地で0.0%と横ばい、商業地では0.5%の上昇、全用途平均は0.2%の上昇となっています。

次に、本日までご審議いただき、指定市町村以外の市町村に係る提示平均価額につきまして、その概要をご説明いたします。

まず、諮問案の1ページをお開きください。

諮問案1は「平成28年度提示平均価額（案）宅地」となります。

表題の左側から、市町村名、平成28年度提示平均価額、提示平均価額の算定基礎である価額と地積、平成27年度評価実績の平均価額、変動率が記載されています。

変動率は、平成27年度の平均価額から平成28年度提示平均価額への変動率を市町村別にお示ししています。

なお、総務大臣が提示平均価額を算定する指定市町村は、宅地については、資料の1番上の千葉市となっており、市町村名の横に※印を付けております。

以下、その他の地目についても、総務大臣が提示する指定市町村については、※印を付けております。

平成28年度は据置年度であることから、本来であれば平均価額は大きく変わらないところであります。

しかし、先ほど、課長から説明しましたとおり、宅地に限っては、地価の下落が認められる場合、据置年度においても、評価額の下落修正をできることとなっております。

この下落修正によって、宅地は、平成26年1月1日から平成27年7月1日までの1年半の地価下落を織り込んだ評価ができることとなります。

平成28年度は、全54市町村において、この下落修正を加えた宅地の評価を行っております。

この結果、宅地における県全体の提示平均価額案は資料の一番左下「県計」欄ですが、34,246円、前年度との比較で0.1%の下落となっております。

なお、この提示平均価額案ですが、結果として、各市町村から報告のあった総評価見込額を各市町村の総地積で割った価額と同一になっております。

その理由は、各市町村からの報告をもとに算出した提示平均価額案を精査したところ、多くの市町村の変動率が指定市である千葉市の変動率マイナス0.2%と比較して均衡を失するほどの乖離がないこと、また、千葉市と比較して変動率の乖離が比較的大きい市町村においては、これからご説明いたしますとおり、それぞれ妥当な理由があるためです。

資料の冊子5ページ「資料5」をご覧ください。

資料5「平成28年度宅地提示平均価額（案）変動率順位」は、平均価額の上昇率の高い団体、下落率の高い団体の状況をまとめた表となります。この表に記載されている団体が、指定市である千葉市と変動率の乖離が比較的大きい団体となります。

平均価額が上昇している団体は、上昇率が高い方から、印西市、酒々井町、袖ヶ浦市、市原市、君津市となっております。

印西市については、上昇率が10.6%と非常に高くなっておりますが、この原因は千葉ニュータウン地区における県と都市再生機構（UR）との間の持ち分変更によるものです。

詳しく説明いたしますと、千葉ニュータウン地区の開発事業は県とURの共同事業となりますが、その事業で必要な土地を取得した際、県とURで、資金を拠出した割合で登記することとなっていました。

ただ、事業が終了するまではその割合が確定しなかったため、仮の割合で登記をしていました。割合は県95%、UR5%です。

それが、このたびニュータウン事業が終了したため、最終的な資金の拠出割合に基づき県40%、UR60%で登記が変更されました。

この結果、これまで県所有として非課税となっていた土地、約167万㎡がURの所有となり新たに課税されることとなりました。

この千葉ニュータウン地区の土地は、印西市の平均価額よりも価額の高い土地であったため、結果的に市の平均価額を大きく押し上げた形となっています。

なお、千葉ニュータウン地区では、他に、通常の土地分譲により県から個人への所有者変更が行われたことも価額上昇の一因となっていますが、これらの千葉ニュータウン地区における上昇要因を除外した場合、印西市の土地価額の変動率はマイナス0.8%となります。

これは、県の地価調査における印西市の下落率マイナス0.9%と同水準となっているところです。

次にそのほかの団体の状況についてご説明します。

酒々井町については、アウトレット周辺で造成されていた、価額が比較的低い宅地が、アウトレットの駐車場となり、雑種地に地目変更されたことなどから、平均価額が0.3%上昇しました。

また、袖ヶ浦市については、市内の「蔵波地区」などで、宅地分譲が進み、価額が比較的高い宅地が増加したことから変動率が0.2%と上昇しております。市原市については、市内の「ちはら台地区」での大規模な住宅地の開発による宅地化が進んでいることなど、価額が比較的高い宅地が増加したことから変動率が0.1%と上昇しております。君津市については、市内の「郡地区」の分譲が進んだことなど、価額が比較的高い宅地が増加したことから変動率が0.1%と上昇しております。

一方、平均価額の下落率の高い団体は、高い方から、いすみ市、大多喜町、勝浦市、南房総市、四街道市となっております。

いすみ市については、旧来からある大規模分譲地、大原台・三門台について実勢売買取引が乏しく、価格の下落が著しいことなど、地価の下落傾向が続いていることから変動率がマイナス1.4%と下落しております。大多喜町については、景気低迷や人口減少、土地を手放さない風潮などから取引事例が減少しており、地価の下落傾向が続いていることから変動率がマイナス1.4%と下落しております。勝浦市については、商業地区、住宅地区、その他地区すべてにおいて、ゆるやかな下落が続いていることから変動率がマイナス1.0%と下落しております。南房総市については、土砂災害警戒区域指定により、区域内の土地の評価額が下落したことなどから変動率がマイナス1.0%と下落しております。四街道市については、市内全体で下落傾向となっており、特に市街化調整区域で宅地の下落が大きくなったことなどから変動率がマイナス0.9%と下落しております。

資料の冊子6 ページ「資料6」をご覧ください。

資料6「平成28年度宅地提示平均価額（案）変動率分布図」は、県内の変動率を色分けし、図示したものです。



ご覧いただくと、房総地域の下落率が高くなっているのが読みとれます。

配布資料7ページ資料7をご覧ください。

資料7「平成28年度宅地提示平均価額（案）の状況」は、県内の提示平均価額を色分けし、図示したものです。

県北西部の価額が高くなっているのに対して、県北東部や房総地域の価額が低くなっています。

次に、田、畑、山林の提示平均価額案についてです。

資料のページを戻っていただき、1ページ資料1の下段「3 提示平均価額（案）の概要」をご覧ください。

今回の提示平均価額案は、田・畑・山林の3地目とも、結果として、各市町村から報告のあった総評価見込額を各市町村の総地積で割った価額と同一となっています。

その理由については、各市町村の変動率が各指定市町村と比較して均衡を失するほどの乖離がないためです。なお、指定市町村の提示平均価額については、資料中段の2に記載されています。

次に、それぞれの地目について、詳しく御説明いたします。

まず、田についてですが、諮問案の2ページを御覧ください。

田の県平均の提示平均価額は資料一番左下で100,878円、前年度比0.0%とほぼ変動はありません。

市町村別に見ると、変動率は、0.0%の団体がほとんどですが、地目変更等の影響を受け、7団体で上昇、3団体で下落しています。

変動幅は、いずれも小規模で、0.1%上昇からマイナス0.1%下落と小幅にとどまります。

次に、畑について、諮問案の3ページを御覧ください。

畑の県平均の提示平均価額は資料一番下で58,615円、前年度比0.0%とほぼ変動はありません。

市町村別に見ると、変動率は、0.0%の団体がほとんどですが、地目変換等の影響を受け、2団体が上昇し、8団体が下落しています。

変動幅は、上昇については0.1%と小規模になっていますが、下落についてはマイナス0.1%からマイナス0.7%とやや大きくなっています。

下落幅がマイナス0.1%よりも大きい団体は、39栄町がマイナス0.7%、42東庄町がマイナス0.4%、48長生村がマイナス0.3%、10成田市がマイナス0.3%となります。

これらの4市町村においては、単価の高い畑が、宅地へ地目変更されたことや、同じく単価の高い畑が、太陽光発電設備の設置等により雑種地へ地目変更されたことから、下落率が若干大きくなっております。

最後に、山林について、諮問案の4ページを御覧ください。

山林の県平均の提示平均価額は資料一番下で36,299円、前年度比0.0%とほぼ変動はありません。

市町村別に見ると、変動率は、0.0%の団体がほとんどですが、地目変換等の影響を受け、5団体が上昇し、3団体が下落しています。

変動幅は、上昇については0.1%から0.9%とやや大きくなっており、下落については、いずれも小規模で、マイナス0.2%からマイナス0.1%の下落と小幅にとどまります。

上昇幅が比較的大きくなっている団体は、1千葉市が0.9%の上昇と50長柄町が0.2%の上昇です。千葉市においては、もともと宅地であった土地が山林へと地目変更され、単価の高い山林が増加したために、また、長柄町においては、地籍調査により、単価の高い地区の山林面積が増加したことにより、上昇率が若干大きくなっております。

次に、資料の冊子8ページの「資料8」をご覧ください。この資料は、各地目の提示平均価額の推移を示したものとなります。

上段の表の宅地について、平成28年度の提示平均価額（案）は、県計で1㎡あたり34,246円であり、前年度に比べ若干下落のマイナス0.1%となっております。

下段の表の田、畑、山林については、おおむね横ばいとなっております。

土地については以上でございます。よろしく御審議くださるよう、お願い申し上げます。

#### イ 宅地についての審議

##### ○大杉会長

ただいま事務局より説明がありましたが、これより地目別に諮問内容を審議いたします。

まず、宅地について審議いたします。宅地の提示平均価額について質疑はございますか。

##### ○大杉会長

質疑もないようですので、宅地の提示平均価額について、異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

○大杉会長

異議がないようですので、宅地の提示平均価額について了承したいと存じます。

ウ 田についての審議

○大杉会長

次に、田について審議いたします。田の提示平均価額について質疑はございますか。

○大杉会長

質疑もないようですので、田の提示平均価額について、異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

○大杉会長

異議がないようですので、田の提示平均価額について了承したいと存じます。

エ 畑についての審議

○大杉会長

畑について審議いたします。畑の提示平均価額について質疑はございますか。

○鶴岡委員

太陽光発電設備の設置等により雑種地へ地目変更されたことから提示平均価額が下落したということについて、再度説明いただきたい。

○三井税政班長

平均よりも単価の高い畑が他の地目に変更されたことにより、畑の提示平均価額が下落したということである。

○大杉会長

他に質疑はございますか。

質疑がないようですので、畑の提示平均価額について、異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

○大杉会長

異議がないようですので、畑の提示平均価額について了承したいと存じます。

オ 山林についての審議

○大杉会長

山林について審議いたします。山林の提示平均価額について質疑はございますか。

○梅山委員

千葉市において、宅地が山林に地目変更されたという説明があったが、具体的にはどのような事案なのか。

○事務局

珍しい事案であるが、山林に接している宅地において、建物が取り壊されたことにより外形的に山林となったというものである。

○鶴岡委員

梅山委員の質問に関連するが、宅地から山林に変更になったことで、千葉市内の平均価額が0.9%も上昇するのか。

○事務局

本事案は千㎡あたり45,861,538円となっており、これは市内の平均価額の1,000倍に相当するものであるため、市内全域の平均価額を押し上げる要因となった。

○大杉会長

他に質疑はございますか。

質疑がないようですので、山林の提示平均価額について、異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

○大杉会長

異議がないようですので、山林の提示平均価額について了承したいと存じます。

カ 答申

○大杉会長

以上、知事から諮問のありました平成28年度の提示平均価額につきまして、「宅地」、「田」、「畑」、「山林」の地目ごとに審議してきたわけですが、いずれの地目につきましても異議がございませんでしたので、審議の結果、異議のない旨、知事に答申することといたします。

(6) その他

○大杉会長

本日の審議事項は以上ですが、次第の5のその他ということで家屋の平均価額について、事務局から説明をお願いいたします。

○三井税政班長

それでは、家屋の平均価額についてご説明いたします。

皆さまもご承知の通り、家屋については、固定資産評価基準の改正により、平成24年度から提示平均価額の算定は行わないこととなっておりますが、参考までに、各市町村から平均価額を収集し、審議会でご報告させていただいているところです。

資料の9ページ、「千葉県における平均価額（家屋）の推移について」をご覧ください。こちらに、近年の平均価額の推移について、お示ししています。

家屋の評価額は、評価替え年度において、在来家屋の時間の経過に伴う減価を反映させるために、経年減点補正率を乗じるため、全体の評価額が大きく下がります。

一方で、据置年度における家屋の評価額は、在来家屋の評価額が据え置かれますので、その他に異動のある、新築・増築家屋の評価額と滅失家屋の評価額の差の分だけ上昇する、という傾向を繰り返しています。

平成27年度、平成28年度をご覧くださいますと、平成27年度は、評価替え年度でしたので、木造・非木造とも平均価額が前年度より下がり、平成28年度では、少額ではございますが、上昇する、という例年どおりの動きをしております。

各市町村の状況については、資料10ページ、11ページにお示ししてございます。

変動の傾向を簡単にお話しさせていただきますと、

まず、10ページの木造家屋においては、従前よりも高機能な設備を備えた

新築住宅が増えていることなどから、全ての市町村で平均価額が上昇しています。

次に、11ページをご覧ください。非木造家屋においては、新規物件が建設され、課税の対象となったことなどから、大半の団体で平均価額が上昇しています。

特に、平均価額が大きく上昇しているのが、48長生村です。これは、宗教法人が大学を設立しようとしたところ、認可を受けられず、当該大学の建築物が課税対象となったことによるものです。

宗教法人がその本来の用に供する建物については、非課税となるのですが、今回は大学として建築し、その認可が受けられなかったため、課税対象となっております。

また、平均価額がマイナスとなった一部の団体については、滅失した建物よりも評価額が低い、より簡易な構造の建物が新築されたなどの理由により、平均価額が減少しております。

家屋についての説明は、以上でございます。

最後に、委員の皆さまのご意見を伺いたいことがございます。

只今ご説明しました家屋の平均価額についてですが、来年度から平均価額の算定と審議会での報告を行わないこととさせていただきたく、そのことについて皆さまのご意見を伺いたいと思っております。

家屋の平均価額については、固定資産評価基準の改正により、平成24年度から価額の算定する必要がなくなっています。

また、近県の状況を確認したところ、千葉県以外の団体では、すでに平均価額の算定を行っておらず、固定資産評価審議会においても特に報告は行っていませんでした。

そのため、市町村の事務負担も考慮し、来年度から家屋の平均価額の算定と審議会での報告を行わないこととさせていただければと思っております。

委員の皆さまのご意見をお聞きした上で、来年度以降の方針を決めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○大杉会長

それでは、ただいまの件につきまして、質問等はございますでしょうか。

○鶴岡委員

家屋の平均価額の算定を行わないということで異議なし。

○花嶋委員

家屋の平均価額の算定を行わないということだが、今後は土地のみについて審議を行うということか。

○三井税政班長

あくまで、土地の提示平均価額についてご審議いただくということでご理解いただきたい。

○大杉会長

他に質疑はございますか。

それでは、事務局から提案のありました、家屋の平均価額について、来年から議事に含めないことについて、異議はございませんか。

(異議なしの声)

○大杉会長

異議がないようですので、本件については、事務局提案の通り、来年から議事に含めないこととします。

(7) 閉会

○大杉会長

以上で、本日予定しておりました案件については、すべて終わりました。

これをもちまして、千葉県固定資産評価審議会を終了いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

○飯田副課長

ありがとうございました。

委員の皆様には、長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。